

資料 目次

第4回 福井県最低賃金専門部会 (R7.8.8)

項番	資 料 名	
1	使用者側提出資料	1

<法に定める 3 要素から算出すると>

① 労働者の生計費

福井市消費者物価指数は、令和 7 年 6 月分の総合指数は、109.6 (R2:100) で前年同月比+2.6%) は昨年と同率、同物価指数のうち 10 大費目指数の 6 年 1 月～6 月と 7 年 1 月～6 月までの単純平均値の比較では、+3.33%となっており、コメ等の食料品や家具・家事用品の伸びが大きいため、若干昨年度より上回っている。

② 賃金

賃金に関する指標をみると、「賃金改定状況調査結果第 4 表①一般労働者及びパートタイム労働者」の B ランク賃金上昇率は前年比 2.9% (労働局資料 521 回 1-209)。
また、今春、県経営者協会が行った「賃金改定状況調査 (中間報告)」では、4.77% (資料 520 回 138) となっている。なお、県経営者協会の調査対象は比較的規模が大きな企業が多い事、また、中小企業においては、賃上げを実施する企業についても業務改善が見られない中でのいわゆる「防衛的賃上げ」が多いと聞いている。

③ 通常の事業の賃金支払い能力

通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を指すものでないと解され、各種統計資料をもとに議論すべきものとされている。

国内企業物価指数は、前々年よりは落ち着いているものの、令和 2 年の平均を 100 とした指数に対して、令和 7 年 6 月の指数は 126.2 (日本銀行調査統計局) と高止まりしている。また、日銀短観による製造業の経常利益増減は、令和 6 年度 5.8%の増に対して令和 7 年度 (計画) は 8.4%の減、同じく売上高経常利益率は、令和 6 年度 9.32%に対して令和 7 年度 (計画) は 8.42%と減少しており、前年と比べ業績が悪くなると見込んでいる (資料第 521 回 1-29)。

さらに米国の相互関税措置により世界経済が同時減速し、日本企業にとっても減益や設備投資や賃上げなどに大きな影響があると考えられる。

なお、福井県中小零細企業の「価格転嫁」は、6 年 12 月に福井商工会議所が行った「景気見通し調査」によると、「9 割の事業所で価格転嫁するも、価格転嫁率は 36.4%にとどまる」(資料第 521 回 2-14) としている。

④ その他

※影響率

令和元年以降の影響率は下記のとおりである。今回 63 円という大幅な引上げの目安額が示されたが、その影響率は 24.1%。中小零細企業への影響率を極力少なくするよう仮に影響率を 10%台に抑えるには、単価を 34 円 (3.46%) 以下にする必要がある。

年度	元	2	3	4	5	6	7
引上額:円	26	1	28	30	43	53	63
影響率:%	9.7	3.1	11.3	14.1	18.0	22.0	24.1

(資料第 521 回 3-7)

◎以上、最低賃金法に定める 3 要素を客観的に考慮すると、引上げ率は 3～4% (引き上げ額 30 円～40 円程度) が妥当と考えられる。